東三河地域森林計画変更計画書（案）

（東三河森林計画区）

新城設楽農林水産事務所管内

東三河農林水産事務所管内

計画期間

自　２０２３年４月　１日

至　２０３３年３月３１日

（２０２３年　６月２７日　変更）
（２０２３年１２月２５日　変更）
（２０２４年１２月２６日　変更）
（２０２５年１２月２５日　変更）
（２０２６年　　月　　日　変更）

愛　　知　　県

目　　次

ページ数

東三河森林計画区の位置図

変更の理由及び内容

Ⅰ　計画の大綱

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域　1

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等　3

２　その他必要な事項

第３　森林の整備に関する事項　4

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

(3) その他必要な事項

２　造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

(2) 天然更新に関する指針　6

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

(4) その他必要な事項

３　間伐及び保育に関する事項　7

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針　9

(3) その他必要な事項　１０

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方　１１

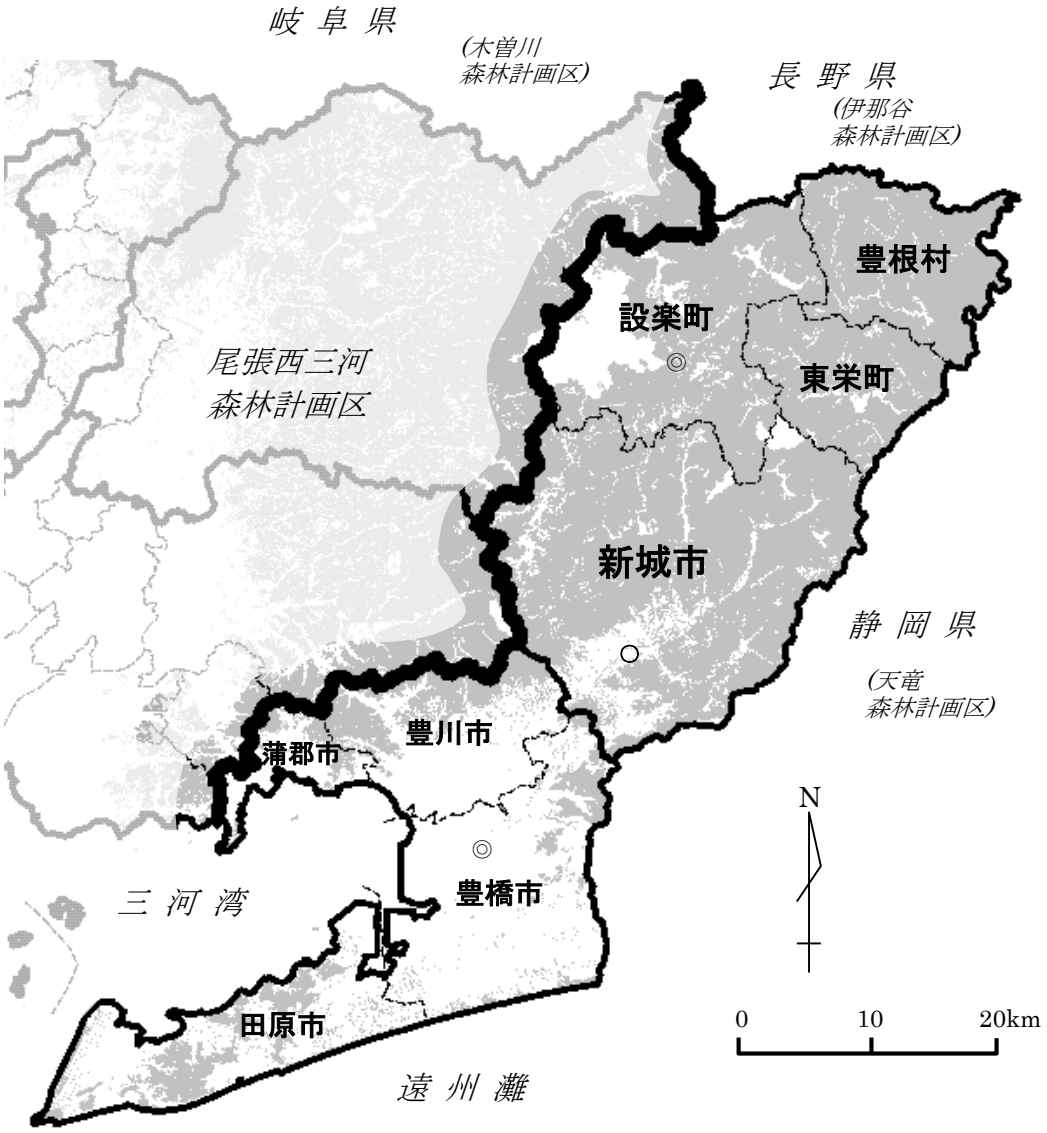
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
(5) 林産物の搬出方法等
(6) その他必要な事項
6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針　１２
(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針
(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針　１３
(7) その他必要な事項
第４　森林の保全に関する事項
1　森林の土地の保全に関する事項
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項　１４
(4) その他必要な事項
2　保安施設に関する事項
3　鳥獣害の防止に関する事項
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
(2) その他必要な事項　１５
4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針
(2) 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）
(3) 林野火災の予防の方針
(4) その他必要な事項
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項　１６
第６　計画量等
1　伐採立木材積及び間伐立木材積
2　森林施業面積
3　人工造林及び天然更新別の造林面積
4　林道の開設及び拡張に関する計画
5　保安林の整備及び治山事業に関する計画
6　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法　１７

及び時期
第７　その他必要な事項

別表

別表１　伐採立木材積及び間伐立木材積
別表２　森林施業面積
別表３　人工造林及び天然更新別の造林面積
別表４　林道の開設及び拡張に関する計画
別表５　保安林として管理すべき森林の種類別面積等
別表６　実施すべき治山事業の数量
別表７　保安林その他制限林の施業方法
別表８　持続的伐採可能量　１７

東三河森林計画区の位置図



凡　例	
━━	計 画 区 界
─ ･ ─	市 町 村 界
━━	地　区　界
◎	農林水産事務所
○	新城森林総合センター



注：ゴシック表記の市町村は、地域森林計画対象森林を有する市町村

変更の理由及び内容

東三河地域森林計画は、2022 年 12 月 28 日に樹立し、2023 年６月 27 日、2023 年 12 月 25 日、2024 年 12 月 26 日、2025 年 12 月 25 日に変更したところであるが、2026 年６月５日に全国森林計画の変更に伴う記載事項の追加・変更があったこと、森林の現況調査の結果等から、次の事項について見直しを行った。

なお、この変更計画書は、2027 年４月１日より効力を生ずる。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

本年度に実施した森林の現況調査等の結果、新たに本計画の対象とすべき森林及び太陽光発電施設等の実施により対象から除外すべき箇所があったため、次のとおり変更する。なお、区域は森林計画図に示す。

対象森林の区域の拡大	＋0.21ha
対象森林の区域の縮小	△0.58ha

参考　森林より森林以外への土地の異動状況

区　分			東三河森林計画区	
			件数	縮小面積(ha)
異動後の区分	宅地等	宅地	0	0.00
		学校・公園・病院・福祉施設等	0	0.00
		道路敷	0	0.00
		工場用地	1	0.00
		太陽光発電施設	4	0.41
		小　計	5	0.41
	農用地	田	0	0.00
		畑	0	0.00
		樹園地	0	0.00
		採草放牧地	0	0.00
		小　計	0	0.00
	レジャー施設用地	ゴルフ場	0	0.00
		スキー場等	0	0.00
		別荘用地等	0	0.00
		小　計	0	0.00
	採石採土地		0	0.00
	ダム敷		0	0.00
	その他		6	0.17
	合　計		11	0.58

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

2026 年６月５日に閣議決定された全国森林計画の変更に伴い、森林の自然的・社会的条件を踏まえた更新方法等について、新たに記載した。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

２　造林に関する事項

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

2026 年６月５日に閣議決定された全国森林計画の変更に伴い、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域に係る基準や施業方法、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組の推進等について、記載を見直した。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

３　鳥獣害の防止に関する事項

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

2026 年６月５日に閣議決定された全国森林計画の変更に伴い、規律を強化した林地開発許可制度の厳正な運用、鳥獣害や林野火災の予防の方針等について記載を見直した。

第６　計画量等

令和８年６月５日に閣議決定された全国森林計画の変更に伴い、「間伐面積」を「森林施業面積」に改めたほか、地域の要望等に基づき、林道計画を見直したため、次のとおり変更する。

２　森林施業面積（別表２）

単位　面積：ha

区　分	森林施業面積
総　数	39,945
うち前半５年分	18,818

４　林道の開設及び拡張に関する計画（別表４）

(3) 拡張（改良）自動車道

単位　面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	備考	変更事項
新城市		大津谷	5	279	○	橋梁補修ほか	改良内容の変更

その他の計画事項は、従前の計画書のとおり。

Ⅰ　計画の大綱

従前のとおり。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域を変更する。区域は森林計画図において表示する。対象とする森林の面積は次表のとおり。

単位　面積：ha

区域		2026 年度	備考
設楽地区	設楽町	19,192.78	
	東栄町	11,207.40	地区計
	豊根村	14,450.69	44,850.87
新城地区	新城市	40,559.42	
東三河地区	豊橋市	3,045.73	
	豊川市	5,675.76	
	蒲郡市	1,713.53	地区計
	田原市	5,291.79	15,726.81
計画区計		101,137.10	

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

従前のとおり。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用と合わせ、花粉発生源対策を加速化し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵（かん）養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、

委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

また、現況が人工林のもののうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化を含めた整備を行うものとする。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行うものとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次表のとおり定める。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

従前のとおり。

2　その他必要な事項

従前のとおり。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

この際、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）等に基づく方法による伐採・搬出を行うものとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

ア　主伐の方法

従前のとおり。

イ　主伐の時期

従前のとおり。

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

従前のとおり。

（3）その他必要な事項

従前のとおり。

２　造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、スギ、ヒノキ、マツ類のほか、有用広葉樹や郷土樹種等も考慮して、気候、地形、土壌等の自然的条件等に適した樹種を選定することとする。また、土壌条件等によっては、肥料木などの導入も配慮する。品種は、系統の明らかなもののうちから、既往実績等を勘案

して選定する。また、地域の要望を考慮し、花粉が少なく成長が早いエリートツリー※等の苗木の積極的な活用とそれらの苗木の生産量の増加に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種子等を用いた苗木の選定に努めるものとする。そのほか、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとする。

※　愛知県で種子生産に取り組んでいるエリートツリーは、花粉量が少ない特性も持っている。

森林土壌と造林樹種の関係は、概ね下表のとおりである。

土　壌　型		樹　種	主な植生
B_A	乾性褐色森林土（傾斜地型）	マツ類	ツツジ類、コシダ
B_B	乾性褐色森林土（緩斜地型）	マツ類、ヒノキ	シシガシラ、ハギ類
B_C	弱乾性褐色森林土	マツ類（A層浅） ヒノキ（A層深）	アセビ
B_D	適潤性褐色森林土 やや乾性B_D（d） 残積土（定積土） 崩積土	 ヒノキ ヒノキ ス　ギ	 シシガシラ コアジサイ ムラサキシキブ
B_E	弱湿性褐色森林土	ス　ギ	アオキ タマアジサイ フユイチゴ
B_F	湿性褐色森林土	ス　ギ	ヤマアジサイ リョウメンシダ サワグルミ

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種選択の規範として定められる。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

(ｱ)　標準的な植栽本数は、育成単層林とする場合は次のとおりとする。なお、育成複層林とする場合は、概ね複層林導入時の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じて得た本数とする。

樹　種	仕立て方法	本数（本／ha）
ス　　ギ	密仕立て 中仕立て 疎仕立て	5,000 3,500 2,500
ヒ　ノ　キ	密仕立て 中仕立て 疎仕立て	5,000 3,500 2,500
マ　ツ　類	密仕立て 中仕立て	4,500 3,000
広　葉　樹	密仕立て 中仕立て	4,500 3,000

(ｲ)　地拵えは、植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き

等によって整理することを標準とする。なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。

(ｳ)　植栽は、自然的条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

また、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システム、1,000～2,000 本/ha の低密度植栽の導入を検討するものとする。

(ｴ)　チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

(ｵ)　ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

従前のとおり。

(2)　天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根本直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象とする樹種は、適地適木を旨として、自然的条件、周辺環境等を勘案し、更新木として主林木となることが期待される樹種とする。

なお、更新木とは将来その林分において高木となる樹種で、針葉樹及びカシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等の広葉樹である。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

従前のとおり。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

従前のとおり。

(3)　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

従前のとおり。

(4)　その他必要な事項

従前のとおり。

３ 間伐及び保育に関する事項

従前のとおり。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（1） 公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」（第２の１の（２））に示す森林の有する機能のうち、水源涵（かん）養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林において設定するものとし、森林の整備及び保全の目標として定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ、以下の区域を、市町村森林整備計画において定めるものとする。

公益的機能別施業森林の区域	水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ただし、生物多様性保全機能については、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めるものとする。

イ　施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法は、「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本的方針」（第２の１の（２））及び次表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

この際、水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の延長とともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採面積の縮小・分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

森林施業の方法の設定に当たっては、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(i)複層林施業を推進すべき森林

①人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 (ア)地形 a　傾斜が急な箇所であること。 b　傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c　山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ)地質 a　基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b　基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c　破砕帯又は断層線上にある箇所であること。 d　流れ盤となっている箇所であること。 (ウ)土壌等 a　火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b　土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c　石礫地から成っている箇所であること。 d　表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
②生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林（快適環境形成機能）	次のいずれかに該当する森林 (ｱ)都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (ｲ)市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ｳ)気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）	次のいずれかに該当する森林 (ｱ)湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (ｲ)紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ｳ)ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (ｴ)希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

注：適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

(ii)伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵（かん）養機能）	次のいずれかに該当する森林 (ア)地形について a　標高の高い地域 b　傾斜が急峻な地域 c　谷密度の大きい地域 d　起伏量の大きい地域 e　渓床又は河床勾配の急な地域 f　掌状型集水区域 (イ)気象について a　年平均又は季節的降水量の多い地域 b　短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ)その他 大面積の伐採が行われがちな地域

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ設定するものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めるものとする。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６(3)の特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定するものとする。

イ　施業の方法に関する指針

施業の方法は、木材需要に応じた樹種・径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定めるとともに、当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては更新補助作業等を行うものとする。

なお、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるものとする。

(3) その他必要な事項

従前のとおり。

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合せて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」からなるものとする。

その開設については、森林の整備及び保全、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。また、自然的条件や社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進するものとする。

基幹路網の現状　　単位　延長：km

区分		路線数	延長
基幹路網		389	803
	うち林業専用道	2	6

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとする。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するものとする。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり定める。

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(0～15°)	車両系作業システム	110m／ha 以上
中傾斜地(15～30°)	車両系作業システム	85m／ha 以上
	架線系作業システム	25m／ha 以上
急傾斜地(30～35°)	車両系作業システム	60〈50〉m／ha 以上
	架線系作業システム	20〈15〉m／ha 以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m／ha 以上

注1:「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

注2:「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3:「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

(2)の「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」を踏まえ、地形・地質の面から十分な検討を行い、路網の整備と森林の集積・集約化により低コストの森林施業が可能となるよう区域を設定すること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

従前のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等

従前のとおり。

(6) その他必要な事項

従前のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

従前のとおり。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

また、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進する。また、所有者不明森林への対応として、森林所有者の探索、特例措置の活用などの取組を促進する。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等が良い林業適地において、森林の一体性も踏まえつつ設定するものとする。

イ　施業の方法に関する指針

施業の方法は、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、人工林の主伐後は、原則として植栽による更新を行うものとする。また、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア　林業経営体の体質強化

従前のとおり。

イ　林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。

また、段階的、体系的な林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上、生産コストの削減、林業労働環境の改善を図るため、公益財団法人愛知県林業振興基金と連携して、遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入などを進める。

機械の利用にあたり、環境負荷低減に配慮しつつ、傾斜や搬出距離等の現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の育成を行い、林業機械による生産効率の向上に努める。

また、本格的な利用期を迎えた森林資源を持続的に活用していくための循環型林業に対応するため、主伐と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を推進する。

（6）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産木材の安定的な供給を図るため、三河材流通加工センター（ホルツ三河）を有効に活用するとともに、森林所有者、森林組合等林業経営体、木材流通業者、木材加工業者、工務店等需要者の相互の情報交換や連携の強化などにより、素材生産の促進や流通・加工の合理化の体制整備を推進する。

木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等による国産材の供給力強化に向けた施設の整備や技術の開発等を推進する。

また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等による合法性に加え、森林経営計画等に基づく取組状況の共有の促進などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

（7）その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業・木材産業の成長・発展や森林空間の活用を含む「森業」等を推進し、就業・収入機会の創出により山村における移住・定住を促進する。

都市住民との交流を通して、山村及び森林・林業への理解を深めるため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用を推進する。

林家の後継者については、その林業経営意欲を向上させるため、林業研究グループ等の組織の育成、また林業研修や林業普及組織による指導を一層強化する。

自伐林家をはじめ、NPO やボランティア団体等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進するための条件整備を進める。

また、計画的な森林管理に結びつく、あいち認証材等の県産木材の利用促進を図る。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（1）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

従前のとおり。

（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

従前のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用の調整を図り、安全でうるおいのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土地形質の変更の態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、洪水調節池や排水施設の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずる。

なお、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとする。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

従前のとおり。

2　保安施設に関する事項

従前のとおり。

3　鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、以下に定める方針を踏まえて、市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア　区域の設定の基準

区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、特に、以下の点に留意して定めるものとする。

対象とする鳥獣はニホンジカ（以下、「シカ」という。）とし、区域の設定は林班を単位とする。シカによる森林被害の状況を全国共通のデータとして把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基に定めるものとする。

また、必要に応じて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

に基づき知事が策定する「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」、「大学や研究機関等の論文等」、「地方公共団体や森林管理局等が所有する調査データ」及び「森林組合や地域住民からの情報」その他のシカによる森林被害又は生息に関する情報等により補完し、シカによる食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、シカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林について考慮することとする。

なお、対象とする森林は人工林を基本とする。ただし、天然更新を目的とする場合において、被害対策を実施しなければ適確な更新に支障が生じるおそれがある場合には、天然林も含めて区域を定めることができるものとする。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

従前のとおり。

(2) その他必要な事項

従前のとおり。

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

従前のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

３(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業経営体及び森林所有者等が協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとする。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた対策に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、森林保全推進員等による森林の巡視を充実する。

森林の利活用の多様化に伴い、人の入り込みの増加等により林野火災の発生が懸念されるので、林野火災に係る広報・啓発の強化とともに、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを推進することとする。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

従前のとおり。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

従前のとおり。

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

伐採立木材積及び間伐立木材積については、下表のとおり計画項目を改訂する。

（針葉樹・広葉樹の内訳を削除）

単位　材積：千m^3

区　分	総数	主伐	間伐
総　数	3,643	1,808	1,835
うち前半５年分	1,690	689	1,001

２　森林施業面積

「間伐面積」を「森林施業面積」に改め、下表のとおり改訂する。

単位　面積：ha

区　分	森林施業面積
総　数	39,945
うち前半５年分	18,818

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

従前のとおり。

４　林道の開設及び拡張に関する計画

従前の別表４のうち、次の路線を変更し、下表のとおり改訂する。

(3) 拡張（改良）自動車道

単位　面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	備考	変更事項
新城市		大津谷	5	279	○	橋梁補修ほか	改良内容の変更

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画

従前のとおり。

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

従前のとおり。

第７　その他必要な事項

従前のとおり。

別表８

(1) 持続的伐採可能量

第２表　持続的伐採可能量（年間）について、下表のとおり計画項目を改訂する。（間伐立木材積、合計欄の削除）

単位　再造林率：％　材積：千m^3

再造林率	持続的伐採可能量
100	561
90	505
80	449
70	393
60	336
50	280
40	224
30	168
20	112
10	56

注　材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。